商工会だより

第293号 令和5年9月 発行/銀の道商工会

《本 所》

〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ 308 - 6 TEL 0855-65-1110 FAX (0855)65-2346 E-mail: gin-road@kind.ocn.ne.jp

《経営支援センター》

〒699-2301 大田市仁摩町仁万 837 - 1 TEL 0854-88-2513 FAX (0854)-88-4077



「夏のイベント盛大に開催!」

7月22日(土)「にまごいせ祭り」・8月12日(土)「温泉津温泉夏祭り」が、コロナ感染症が2類に引き下げられ、それぞれ通常開催されました。この両夏祭りは、地域の活性化につながればと青年部を中心に実行委員会組織による企画運営の一大イベントです。

「にまごいせ祭り」は、晴天に恵まれ、ステージイベント、飲食など、この日を楽しみにしていた家族連れや若者など、多くの来場者で賑わいました。

「温泉津温泉夏祭り」は、DJ パフォーマンス、

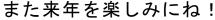
フラダンスにキッズによるダンス、石見神楽や等ステージ催し物などの開催。花火は大尺玉 30 発や観客との距離の近い迫力に酔いしれた祭りとなりました。

4年ぶりのフル開催、年に一度の両夏祭り。楽しみにしていらっしゃる地域の皆さんは多く、 夏の夜のひとときを満喫されたものと思います。

ご協賛いただいた各事業所の皆さん、大変ありがとうございました。紙面をお借りしてお礼を 申し上げます。

"地域の活性化に!"と夏祭りの開催に向け一生懸命頑張っている商工会青年部を中心とした 実行委員会スタッフに対し、今後一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

スタッフの皆さん、大変お疲れ様でした!









小口保証制度【かなえ】

貸	付	形	式	証書貸付·手形貸付	当座貸越(カードローン)
融	資阝	艮度	額	1, 000万円	50万円~300万円
資	資 金 使 途		途	事業資金(運転資金および設備資金)	
融	資	期	間	7年以内 (一括弁済は保証期間6カ月以内)	1年間もしくは2年間 (引続き資格要件を満たす場合は最大6年まで更新可能)
返	済	方	法	均等分割返済または一括返済	約定返済または随時返済
貸	付	利	率	責任共有対象 年1.80% 責任共有対象外 年1.60%	年1.80%(固定) (責任共有対象のみ)
信用保証料率			率	年0. 45~1. 55%	年0. 39~1. 55%
連	連帯保証人		人	原則として法人代表者以外不要	
担	担保		保	不要	





子育てしやす 職 場づくり 取り組む企 応援しま

出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

子育てしやすい職場づくり奨励金

出 産 後 職 場 復 帰 奨 励 金

奨 励 金

[1制度導入]

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、 令和5年度内に一定の利用実績があること

- ア時間単位の有給休暇制度 〈対象〉18才までの子どもがいる労働者 〈実績〉対象者1名が合計8時間取得
- イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下) 【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】 〈対象〉3才以上 小学6年生以下の子どもがいる労働者 〈実績〉対象者1名が合計20日間利用

・申請期限:支給要件を満たした翌日から6カ月以内

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも 活用していただくことができます。



[令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合]

労働者30人未満の事業所、かつ 初めて本奨励金を申請する事業所の場合 左記以外の常勤労働者 50人未満の事業所

万円/人

万円/人

・育児休業を3ヶ月以上取得し、

職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること

・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に 今後も取り組むこと

・申請期限:支給要件を満たした翌日から6カ月以内

[令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合]

育児休業17か月以上

育児休業3か月以上 17か月未満

育児休業3か月未満 または産休のみ

万円/人

万円人

・産前産後休業または育児休業を取得し

職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること

- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に 今後も取り組むこと
- 申請期限:支給要件を満たした翌日から1年以内

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等 (社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です) 対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

子育でもしやすい職場がうれしいね!/



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 局根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

25m¾用を超えてLPガスをご利用のみなさま

LPガス価格高騰緊急支援給付金

対象者

ガスメーターを介してLPガスを使用するご家庭や企業等で、 令和5年1月~9月の間に、25m3を超える使用量の月が、ひと 月以上ある方

支援内容

各月の使用量に応じて給付金を支給します。

◆給付金額 = **20**円*1/m³× (使用量−25 m³2)

- ※1.9月分の支援単価は半額の10円になります。
- ※2.25㎡以下については、別途値引きによる支援が 行われています。
- ※3. 上限は120万円/月(9月分は半額の60万円/月)です。

支給のめやす

- ·毎月 30m³ 使用した場合 総額 850円
- ·毎月 50m3 使用した場合 総額 4,250円
- ·毎月100m3 使用した場合 総額 12,750円
- ·毎月600m3 使用した場合 総額 97,750円

手続き

給付を受けるためには申請手続きが必要です。

申請期間

令和5年10月2日(月)~令和5年12月11日(月)必着

申請方法

専用の申請書に必要事項をご記入の上、必要な書類とあわせて、「LPガス価格高騰緊急対策事業事務センター」までご送付ください。

ガスメーターを介さずにLPガスをご利用のみなさま

◆ガスボンベやタンク等でLPガスを購入・使用(工業・農業用、露店など)している場合、 別途給付金による支援があります。詳しくはホームページ等をご覧ください。

給付金の申請・お問い合わせ先

LPガス価格高騰緊急対策事業 事務センター

9月4日(月)開設予定

〒690-0887 島根県松江市殿町 111 松江センチュリービル 3F電話: **0852-67-3641** FAX: 0852-67-3642

Email: shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp ホームページ: https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp



↓ ホームページ

QRコード